

パブリック・コメント手続制度の創設について

1 制度導入の目的

実効ある地方分権を推進していくためには、市民と行政が共に考え共に行動する、協働によるまちづくりを進めていくことが重要である。このため、これまでも市政運営の意思決定過程において、必要に応じ市の基本的な計画や重要な施策の案を公表し、市民の意見を取入れてきたが、今後さらに本制度の創設により、行政の説明責任を果たすとともに、市民の市政参画を促進し、より公正・透明な開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

2 制度の内容

市政運営に関する重要な計画や政策の立案過程において、立案の趣旨・目的・案の内容など、必要な事項を市民に公表して意見を募集し、提出された意見を参考として意思決定を行った後、意見及び意見に対する市の考え方等を公表するもの。

3 制度創設の形態・名称

要綱制定による。「富山市パブリック・コメント手続要綱」

4 実施機関

市政の基本的な計画や政策等は各行政機関において策定されるものであり、立案の趣旨・目的・案の内容などに関する説明責任は各行政機関が担うものである。

各執行機関における政策等立案の可能性等を考慮し、具体的には市長、教育委員会、上下水道事業管理者及び消防長を実施機関とする。

また、議会は、直接市民から選挙によって選ばれた議員により構成された機関であり、また行政機関がパブリック・コメント手続を経て意思決定をした政策等の案の審議機関であることから、本手続の実施機関に含めないこととする。

5 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 政策等に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

6 手続の対象

次に掲げるもののうち、実施機関が必要と認めるもの。

- (1) 総合計画や各行政分野における部門別の基本計画の策定又は改定の案
- (2) 市政の基本的かつ重要な制度・方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃の案
- (3) 市民等に義務を課し又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収又は分担金、使用料若しくは手数料等の徴収に関するものについては金額に係る条項を除く。）の制定又は改廃の案
- (4) その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則、要綱の策定、制定、改廃の案

7 手続の対象外

ただし、次に掲げるものは手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの及び改廃の内容が軽微なもの
- (2) 法令等の規定に基づき、意見聴取を行うもの
- (3) 手続と同等の効果が得られると認められる、他の方法により意見聴取を行うもの
- (4) 審議会等が、この要綱に準じる手続又は手続と同等の効果が得られると認められる、他の方法により意見聴取を行うもの
- (5) 案の策定に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

8 案の概要等の公表方法

案の概要の公表は、原則として市ホームページに掲載して行う。また、広報への実施予告（案の概要の公表期日、意見の提出期間、提出方法等）の掲載、担当窓口での案の閲覧等にも配慮する。また、案の概要の公表に際し、立案の趣旨、目的及び背景、案の概要の解説に係る資料、意見の提出期限や方法、提出先など、必要な事項も公表する。

10 意見提出期間

案の概要の公表後、概ね30日程度を目安として実施機関が定める。

11 意見の提出方法

原則として電子メールにより受け付けるものとするが、実施機関が指定する様式による書面の郵送、FAXにより受け付ける。また、意見の提出にあたっては、市民等に住所・氏名等を明示するよう求めるものとする。

12 意思決定に当たっての考慮

実施機関は、市民等からの意見を十分考慮し、政策等に係る意思決定を行うものとする。意思決定を行ったときは、提出された意見及び意見に対する市の考え方、政策等の案を修正したときはその修正の内容を速やかに公表するものとする。公表は、市ホームページに掲載して行うものとする。意思決定が行われたとして整理する時期は、条例等議会への提出を要するものにあつては、当該提出に係る決裁の終了時、計画・要綱・指針等にあつては、当該策定又は制定に係る決裁の終了時とする。

13 審議会等への諮問との調整

審議会等に対して、パブリック・コメント手続の対象となる案を諮問する場合には、審議会等への諮問後にパブリック・コメント手続を行うこととし、提案のあった意見等については、審議会等に情報提供するよう努めるものとする。

14 実施時期

平成17年4月1日から施行する。